

令和5年（2023年）12月4日（月曜日）

第 3 号



令和5年第4回北海道議会定例会会議録

第3号

令和5年（2023年）12月4日（月曜日）

議事日程 第3号

12月4日午後1時開議

日程第1、議案第1号ないし第18号

（質疑並びに一般質問）

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員（99人）

議長 100番 富原 亮 君  
副議長 81番 稲村 久男 君  
1番 山崎 真由美 君  
2番 石川 さわ子 君  
3番 小林 千代美 君  
4番 清水 敬弘 君  
5番 板谷 よしひさ 君  
6番 今津 寛史 君  
7番 木下 雅之 君  
8番 黒田 栄継 君  
9番 小林 雄志 君  
10番 高田 真次 君  
11番 武市 尚子 君  
12番 千葉 真裕 君  
13番 角田 一 君  
14番 鶴羽 芳代子 君  
15番 戸田 安彦 君  
16番 早坂 貴敏 君  
17番 藤井 辰吉 君  
18番 前田 一男 君

19番 水間 健太 君  
20番 和田 敬太 君  
21番 鈴木 仁志 君  
22番 田中 勝一 君  
23番 鶴間 秀典 君  
24番 海野 真樹 君  
25番 丸山 はるみ 君  
26番 中村 守 君  
27番 寺島 信寿 君  
28番 水口 典一 君  
29番 川澄 宗之介 君  
30番 木葉 淳 君  
31番 小泉 真志 君  
32番 鈴木 一磨 君  
33番 武田 浩光 君  
34番 淵上 綾子 君  
35番 宮崎 アカネ 君  
36番 山根 まさひろ 君  
37番 植村 真美 君  
38番 佐々木 大介 君  
39番 滝口 直人 君  
40番 林 祐作 君  
41番 檜垣 尚子 君  
42番 宮下 准一 君  
43番 村田 光成 君  
44番 渡邊 靖司 君  
45番 浅野 貴博 君  
46番 安住 太伸 君  
47番 内田 尊之 君  
48番 大越 農子 君  
49番 太田 憲之 君

50番	加藤 貴弘 君	87番	花崎 勝 君
51番	桐木 茂雄 君	88番	三好 雅 君
52番	久保秋雄太 君	89番	村木 中 君
53番	佐藤 禎洋 君	90番	吉田 祐樹 君
54番	清水 拓也 君	91番	田中 芳憲 君
55番	千葉 英也 君	92番	松浦 宗信 君
56番	道見 泰憲 君	93番	中司 哲雄 君
57番	船橋 賢二 君	94番	藤沢 澄雄 君
58番	丸岩 浩二 君	95番	村田 憲俊 君
59番	笠井 龍司 君	96番	吉田 正人 君
60番	中野 秀敏 君	97番	喜多 龍一 君
61番	池端 英昭 君	98番	伊藤 条一 君
62番	菅原 和忠 君	99番	高橋 文明 君
63番	中川 浩利 君	欠席議員（1人）	
64番	畠山 みのり 君	80番	市橋 修治 君
65番	沖田 清志 君		
66番	笹田 浩 君	出席説明員	
67番	白川 祥二 君	知 事	鈴木 直道 君
68番	新沼 透 君	副 知 事	浦本 元人 君
69番	阿知良 寛美 君	同	土屋 俊亮 君
70番	田中 英樹 君	同	濱坂 真一 君
71番	中野渡 志穂 君	総務部長 兼北方領土対策 本部長	山本 倫彦 君
72番	真下 紀子 君	総務部危機管理監	古岡 昇 君
73番	荒当 聖吾 君	総合政策部 次世代社会戦略監	水口 伸生 君
74番	森 成之 君	総合政策部 地域振興監	菅原 裕之 君
75番	赤根 広介 君	環境生活部長	加納 孝之 君
76番	佐藤 伸弥 君	保健福祉部長	道場 満 君
77番	池本 柳次 君	経済部長	中島 俊明 君
78番	滝口 信喜 君	経済部食産業振興監	仲野 克彦 君
79番	松山 丈史 君	経 済 部 ゼロカーボン推進監	今井 太志 君
82番	梶谷 大志 君	農政部長	水戸部 裕 君
83番	北口 雄幸 君		
84番	広田 まゆみ 君		
85番	高橋 亨 君		
86番	平出 陽子 君		

財政局長 木村敏康君  
財政課長 松林直邦君

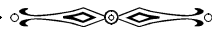
生活安全部長 島村諭支敏君  
総務部参事官  
兼総務課長 鈴木直人君

教育委員会教育長 倉本博史君  
教育部長  
兼教育職員監 北村英則君  
学校教育監 山本純史君  
総務課長 岡内誠君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐々木 徹君  
議事課長 本間 治君  
議事課長補佐 松村伸彦君  
議事係長 小倉拓也君  
議事課主任 古賀勝明君  
同 成田将幸君

警察本部長 鈴木信弘君  
総務部長 尾辻英一君



午後1時1分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

村田光成議員  
渡邊靖司議員  
内田尊之議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第18号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第18号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

水間健太君。

○19番水間健太君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次質問をいたします。

初めに、北海道創生総合戦略についてお伺いをいたします。

現行の第2期北海道創生総合戦略は、令和2年のスタートから4年が経過したところであり、この間、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済、産業、地域づくりなど、様々な分野への甚大な影響がある一方で、コロナ禍を契機とした地方への関心の高まりなど、社会の動きにも変化が見られております。

このたび、道から北海道創生協議会に報告された現行総合戦略の進捗状況では、設定する目標数値に達した施策が見られるものの、少子化の進行や札幌への一極集中など、本道の人口減少の状況や地域の抱える課題は、より一層深刻化している状況です。

こういった状況に鑑みて、次期戦略の検討に当たっては、数値目標及びK P Iの進捗の検証と併せて、重点課題とK P Iの関連性、妥当性の検証も重要と考えます。

道では、さきの協議会の下にワーキンググループを設置して取り組むこととしておりますが、この4年間の総合戦略の進捗を踏まえ、道としては今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、デジタルテレビ中継局の放送設備の更新についてであります。

平成23年7月24日に、地上波テレビ放送は地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行いたしました。当時、山間部など、放送の受信の困難な地域、特に、過疎地を中心として、デジタルテレビ中継局を市町村において整備しているケースが幾つか見受けられます。地デジ化から15年近くが経過し、多くの中継局の放送設備の更新時期が近づいていることから、以下、伺ってまいります。

まず、道では、どれくらいの数の道内の市町村がデジタルテレビ中継局の放送設備を公設で設置し、更新を必要としているか、把握しているのか、お伺いをいたします。

次に、放送設備更新に向けた道の取組についてであります。情報を取得する手段が多様化する中においても、多くの道民がテレビから情報を取得しており、日常の娯楽としてはもとより、災害時の情報取得手段としてテレビは生活必需品となっていることから、中継局の放送設備の更新を確実に進めていく必要があると考えます。

中継局を公設で整備している道内の市町村は過疎地が多く、財政力は弱い傾向にあります。

道として、デジタルテレビ中継局の放送設備の更新をどのように支援していくのか、お伺いをします。

また、国に対して、この問題の解決に向け、働きかけていく必要があると考えますが、道の見解をお伺いいたします。

次に、自治体におけるデジタル化の推進についてであります。

地方自治体は、人口減少や持続可能な地域社会の構築、時代のニーズに即した競争力のある産業の振興といった様々な政策課題に直面をしており、こうした課題に取り組む上で、デジタル技術を積極的に活用していくことが不可欠となっています。

国は、住民サービスの向上や行政の効率化を目指し、国を挙げて行政のデジタル化を推進する観点から、地方公共団体情報システムの標準化に関する法を制定し、この法律に基づく基本方針の中で、全ての自治体が国の定める標準準拠システムに、原則として令和7年度末までに移行するよう求めています。

しかし、多くの自治体では、行政のデジタル化を担う人材不足などにより、国が求める時期までのシステム移行が完了できない事態を危惧する声が道内でも聞かれます。こうしたことから、

国は、このたびの補正予算で、システム移行のために必要な経費を国が措置することとし、自治体の取組への支援を強化しています。

道は、こうした状況を踏まえ、国の支援策の活用も視野に入れながら、積極的に道内自治体のデジタル化を支援していく必要があると考えますが、道は今後どのように対応する考えなのか、伺います。

次に、ワーケーションの推進についてであります。

先日の決算特別委員会において、我が会派の同僚議員が、北海道型ワーケーションの普及促進について、令和4年度の委託事業の実績や各市町村との連携についてお伺いしたところであり、道内122の市町村と連携をしながら、ワーケーションの誘致に向けた勉強会、体験イベントの実施や、企業への働きかけによるマッチングや情報発信など各種プロモーションを実施しているとのことでした。

しかし、実態としては、積極的に取り組んでいる市町村は限られており、都道府県間の競争が激化する中においては、広く薄くの政策展開から、重点地域を指定、集中支援するなど、全国からも成功事例として注目される北海道型ワーケーションへと昇華させていく必要があると考えます。

地方テレワーク、ワーケーションの推進に当たっては、先進県と言われる和歌山県や長野県と比べ、北海道の露出度、注目度は不足していることも否めませんが、北海道が他県に比べ広域であるということを、デメリットではなく、メリットとして捉え、推進していくことで、全国のロールモデルとなる可能性を秘めていると私は感じます。

また、ラピダス社の次世代半導体製造拠点が立地する千歳市をはじめ、北広島市、札幌市、石狩市を含めた道央圏は、今後、北海道の経済、産業の中心となり、人や関連企業が集積される中で一極集中が懸念され、地域への波及が求められますが、業種や職種によっては、地方テレワークやワーケーションを取り入れることが可能な企業等の進出も想定されます。

こういった状況に鑑みても、道外からの誘客のみならず、次世代半導体製造拠点等が立地する道央圏から道内各地に人が流れる仕組みの構築が必要ではないかと考えるところです。

北海道型ワーケーションのさらなる発展を目指し、以下、伺ってまいります。

初めに、道内先進地と連携したワーケーションの推進についてです。

先述したとおり、ワーケーションの推進については、受入れ環境に係る課題等から、積極的に取り組んでいる自治体は限られているのが実態です。

私の住む富良野市は、ワーケーションに積極的に取り組む地域として、先日、観光庁が主催するワーケーション最前線が開催され、富良野市のワーケーション受入れ環境の紹介やワーケーションの魅力について議論されたところです。

こういった積極的に取り組む自治体を核として、北海道ならではの広域的なプランの作成など、周辺自治体と連携したエリアの設定をし、重点的に取り組むなど、プランの明確化と広域的なワーケーションの推進も有効と考えますが、道の認識について伺います。

次に、今後の取組についてであります。先日、新聞においてもワーケーションの記事が掲載されておりましたが、コロナ禍が落ち着き、テレワークなどの必要性が薄れる中で、企業における労働環境の整備やワーケーションを含めた働き方改革の推進など、企業のワーケーション需要の掘り起こしも課題となる中においては、知事が自ら先頭に立って、魅力度ランキング15年連続1位の魅力を生かした北海道ならではのワーケーションを推進し、PRしていくべきと考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか、伺います。

次に、ワイン産業の振興についてであります。

道では、これまで、ワインアカデミーによる人材育成の実施や、道産ワインのブランド化を図るためにプロモーションを実施するとともに、昨年4月には北海道ワインプラットフォームを開設し、ワイン産地の形成に向け、産学官金の連携による支援を実施していると承知しておりますが、北海道が世界に名立たるワイン産地となるために、今後どのように取り組んでいくのか、以下、伺ってまいります。

ワイン産業における人材育成についてであります。道のワインアカデミーは、今年で9年目であり、来年は10年目という節目の年を迎えます。この間、ワイナリーは順調に増加し、現在では64のワイナリーが道内各地で開設されています。アカデミーを経て、独立開業される方もいると聞いており、ワイナリーの数はここ10年で約3倍にまで増えています。

こういった状況からも、ワインアカデミーが道産ワインの発展に寄与してきたことは明確であり、10周年を契機に、さらにその機能を充実させ、道産ワインの持続的発展に貢献することが期待されるところであります。

しかし、新規参入してくるワイナリーには、ワイン造りやブドウ作りの経験が浅い方も多くいるのが現状であります。道産ワイン全体の品質向上を図るためにも、ワインアカデミーの内容をさらに充実させていく必要があると考えますが、今後、ワイン産業の人材育成についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、ワイン産地の形成についてであります。北海道大学では、昨年4月から北海道ワイン教育研究センターを立ち上げ、本年9月には、その拠点となる施設が開所されました。

道は、今後、どのように北大及び北海道ワイン教育研究センターと連携し、ワイン産地として北海道を形成していく考えなのか、伺います。

次に、ワインの販路拡大についてであります。道では、先日、シンガポールで北海道プレミアム食品商談会を開催し、私も出席し、北海道のPRをしてきました。

今年は、ワインに特化した北海道ワイン商談会も併催をしましたが、今後、国内外において道産ワインの認知度を高め、販路拡大につなげていくためにどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、道の財政運営について伺います。

さきの我が会派の同僚議員の代表格質問においても、予算編成に臨む知事の姿勢を伺ったところではありますが、私からは、財源の確保など、課題を少し掘り下げて伺います。



道がこのたび公表した収支見通しでは、足元での金利上昇や給与引上げ勧告への対応などの要素が財政収支にとってマイナスに働き、収支の状況は令和に入って最も厳しい状況になったとのことでした。

しかしながら、今回、収支が悪化した大きな要因としている職員給与の引上げについては、政府が賃金上昇を促している中で上がるべくして上がったものであり、むしろ、民間を含めたこうした流れが経済成長を伴いながら道内に広がっていくことは、本道経済にとって重要なことではないかと考えます。

他方、こうした給与引上げによる財政需要の増加は全国的なものであり、本来、地方財政措置によって国がしっかりと財源確保するべきものです。

また、このことは、今後詳細が詰められる、次元の異なる少子化対策についても同じことが言えるのではないかと考えます。

適切な財源措置なしでは、地方は円滑な事業執行を行うことができません。

道は、今後、これらの要素が収支見通しの歳入や歳出に与える影響などについて、当初予算編成の中で精査していくものと考えますが、必要な財源の確保や歳出の精査についてどのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、道立学校の廃校に伴う校舎等の利活用について伺います。

少子化の影響により、道立高校をはじめとする教育施設の統廃合や廃校、閉鎖などが進んでいます。私の地元の富良野市においては、令和7年度から富良野高校と富良野緑峰高校が再編となり、令和7年3月末をもって富良野高校が閉校となるため、その跡地の利活用について地元では注目されています。

については、道立学校が廃校となった場合、その跡地の利活用における道教委の考え方について伺います。

道教委では、道立学校が廃校となった際に、基本的にどのような手順で廃校舎の利活用について進め、富良野高校跡地の取扱いについては、今後どのような流れで利活用を進めようとしているのか、伺います。

また、地域にとって学校はコミュニティーの一つとなっており、学校の廃校が地域の衰退につながらないか、懸念されます。人口減少や少子化の影響により学校の統廃合は致し方ない側面もありますが、その跡地の利活用については、地域の活性化につなげるよう、地元の意向を考慮しながら進めていくことが重要であると考えます。

廃校に伴う校舎等の利活用について、今後どのように取り組んでいくのか、道教委の認識を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）水間議員の質問にお答えいたします。

最初に、創生総合戦略についてであります。このたび取りまとめた現行戦略の推進状況で

は、数値目標及びKPIは進捗率が80%以上のものが約7割となっているほか、これまで地域とともに展開してきた子育て環境の充実や地域での雇用の場づくり、愛着の醸成、さらには、関係人口の創出、拡大といった様々な取組につきましても効果が現れ始めているところであります。

一方で、婚姻数や出産数の減少に加え、若年層や女性の道外転出などが引き続き課題となっておりますことから、今後は、各分野の代表や有識者で構成するワーキンググループで、圏域ごとの人口動態の状況把握や若者の意識調査を踏まえた要因分析はもとより、数値目標の設定も含め、現行戦略の検証や次期戦略の方向性の検討を進めることとしております。

道としては、今後の検証結果や地域からいただいた御意見を踏まえ、個性を生かしたまちづくりを通じて地域の活性化を図るとともに、本道の強みや潜在力を最大限に活用し、より実効性ある人口減少対策を展開できるよう取り組んでまいります。

次に、放送設備の更新に向けた対応についてであります。地上デジタル放送は、報道、教育、教養、娯楽など幅広い番組の放送を通じ、住民にとって豊かな暮らしを送る上で欠かせないものであることに加え、災害情報や地域情報などを伝達するための手段としても極めて重要であると認識しております。

平成23年7月の地上デジタル放送への移行時に整備した中継局の放送設備については、今後、本格的な更新期を迎えますが、自ら中継局を整備した市町村では、設備の更新に活用できる支援制度がないことから、更新に要する多額の財政負担が大きな課題となっております。

このため、道では、全国知事会と連携し、共聴施設の更新、維持管理に係る支援制度の創設など、難視聴地域の負担軽減について国に求めてきたところであり、今後とも、市町村と連携しながら、様々な機会を捉え、国に対して強く働きかけてまいります。

次に、市町村におけるデジタル化の推進についてであります。国では、デジタル社会の構築に向けて策定した自治体DX推進計画において、情報システムの標準化に関し、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行を義務づけておりますが、道内の多くの市町村では、ノウハウや人材の不足に加え、財政負担に対する懸念があると認識しています。

このため、道では、地域説明会などを開催し、市町村に対し、デジタル化に関する情報提供や先進事例の紹介を行うとともに、専門知識を有するアドバイザーを派遣するほか、全国知事会と連携し、情報システムの標準化に要する自治体の負担軽減などについて国に要請を行ってきたところでもあります。

道としては、引き続き、市町村に対し、国の支援制度の活用を促すとともに、セミナーの開催やそれぞれの実情に応じた助言を行うなど、システムの標準化はもとより、市町村のデジタル化の取組が着実に進められるよう支援をしてまいります。

次に、ワーケーションの推進に関し、今後の取組についてであります。道では、コロナ禍における地方への関心の高まりや、テレワークといった新しい働き方の進展など、人々の意識や行動の変容を好機と捉え、市町村をはじめ、関係団体、協定締結企業との連携の下、本道ならではの暮らしやすく働きやすい環境を生かした、北海道型ワーケーションの推進に取り組んできた

ころであります。

また、私自らが企業のトップの方々とお会いする機会や、経済界との意見交換の場などで北海道へのワーケーションの誘致について働きかけをしてきたところであり、今後新たに道内へ進出する企業も含め、快適な仕事環境や宿泊施設に加え、食や自然、多彩なアクティビティーといった本道の強みや魅力を、あらゆる機会を活用して積極的にPRしながら、地域の活性化や関係人口の創出、拡大につながるよう、オール北海道でワーケーションのより一層の推進に向けて取り組んでまいります。

次に、ワイン産地の形成についてであります。本道のワイン産業が、今後、さらなる成長を遂げていくためには、気候変動などの環境変化を見据えたデータ集積や、栽培・醸造技術に係る研究、専門知識を有する人材の育成が必要不可欠であり、北大をはじめとする研究機関の成果や知見を蓄積し、学生や事業者に展開する機能を持つ北海道ワイン教育研究センターの果たす役割は非常に重要と認識しています。

こうした中、北大では、本年9月、学生のみならず、様々な方々が道産ワインについて学ぶことができ、テイस्टィングを通じたマーケティングやプロモーションの場としての活用も可能な活動拠点施設をオープンしたところであります。

道としては、産学官金の関係者ととともに、大学やセンターとの連携を強化し、道内各地域に個性あふれるワイナリーが集積し、世界的な銘醸地として持続的に発展していくことができるよう、オール北海道で取り組んでまいります。

最後に、財政運営についてであります。このたびお示しした収支見通しにおいては、給与改定に伴う人件費の増加などにより収支不足額が拡大したところであります。今後、国の少子化対策の拡充などによる歳入歳出への影響については、当初予算編成過程で精査する必要があります。

私としては、行政運営に必要な人件費や、全国一律に実施が求められる施策の充実から生じる地方の財政需要については、国が責任を持って財源を措置するべきと考えており、全国知事会などとも連携しながら、地方が行う単独事業なども含め、必要な財源の確保を国に強く求めてまいります。

その上で、本道を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、優先度の高い施策に限りある行財政資源を効果的、効率的に配分しながら、来年度予算の編成に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君（登壇）更新が必要な放送設備についてでございますが、平成23年に実施された地上波テレビ放送のアナログからデジタルへの移行に当たって、地上波が届かない山間部など、難視聴地域がある市町村では、平成19年度以降、順次、国の補助金等を活用してデジタル中継局を整備しておりまして、北海道総合通信局によりますと、現在、道内

には、公設の中継局が、63の市町村に95局あるところがございます。

放送事業者によりますと、中継局の放送設備はおおむね15年をめぐりに更新が必要となることから、地上デジタル放送の移行時期に整備された設備については、今後、本格的な更新期を迎えるものと認識しております。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部地域振興監督原裕之君。

○総合政策部地域振興監督原裕之君（登壇）広域的なワーケーションの取組などについてでございますが、道におきましては、これまで、豊かな自然や食など、それぞれの地域の魅力を生かした北海道型ワーケーションの推進に向けて、誘致に取り組む市町村や関係団体、企業の方などと連携し、各種プロモーションの実施や受入れ環境の充実、道外企業への働きかけなどに取り組んできたところでございます。

こうした取組に加えまして、今年度は、複数市町村での受入れ実践による地域研修会や、国内の先進事例を踏まえた勉強会を開催し、単独市町村での受入れ実施が困難な場合の、周辺市町村などとも連携した広域的な受入れ対応に向けたモデルプランの作成や、富良野市をはじめとした先進的な事例の横展開に取り組んできているところでございまして、今後とも、本道の特性を生かした北海道型ワーケーションの推進に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部食産業振興監督仲野克彦君。

○経済部食産業振興監督仲野克彦君（登壇）ワイン産業の振興に関し、最初に、ワイン産業の人材育成についてであります。道では、道内でワイン用のブドウ栽培やワイン造りに携わる方々を対象に、平成27年度からワインアカデミーを開催しており、これまで202名の修了生を輩出し、そのうち29名、23事業者の方々が自らワイナリーを開設しております。

アカデミーのカリキュラムは、受講生のニーズや講師の皆様の意見を取り入れながら検討しており、これまでの新規参入者向けに加え、ワイナリー開設後もさらなる研さんを希望する事業者の方々の声に応え、昨年度から新たに高度専門コースを開設し、ブドウ栽培や醸造技術の高度化はもとより、安定的な経営に向けたマーケティング講義を取り入れるなど、充実を図っているところです。

道といたしましては、今後とも、大学や関係機関と連携し、カリキュラムのさらなる充実を図りながら、本道のワイン産業を支える人材育成に積極的に取り組んでまいります。

次に、道産ワインの販路拡大についてでございますが、道では、首都圏の百貨店や高級スーパーなどと連携し、試飲セミナーやフェアを開催するとともに、ソムリエやバイヤー等を対象とした商談会を実施するなど、販路拡大に取り組んでおります。

また、先月、シンガポールにおいて、ASEAN地域の富裕層を顧客に持つ有名ホテルやレストランのソムリエやバイヤーを対象に、海外では初となる、ワインに特化した商談会を開催したほか、現地百貨店と共催した「食とワインの夕べ」では、現地のどさんこプラザなどでの購入に

つながるよう、ホタテやナマコなどの食材を使った料理と併せて、ワインを紹介いたしました。

道といたしましては、引き続き、国内外における商談会やセミナーなどのプロモーションを通じて、道産ワインの魅力を積極的に発信するなど、より一層の販路拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）水間議員の御質問にお答えをいたします。

廃校に伴う校舎等の利活用についてであります。道教委では、道立学校が廃校となった際には、基本的に、公共目的や公益目的のために活用されることが望ましいと考えており、まず、道や市町村における利活用を検討し、その見込みがない場合、学校法人や企業など民間事業者の方に広く購入希望を募っております。

令和7年3月末をもって閉校予定の富良野高校の利活用に関しましては、現在、道による活用を予定していないことから、先般、富良野市に対し、活用の有無を照会したところであり、今後、市からの回答を踏まえ、利活用に向けたさらなる検討をしていくこととしております。

道教委では、地元市町村の御意向を丁寧に把握し、必要に応じ、意見交換を行うなど、地域との連携を図りながら廃校舎の利活用を進めてきており、今後も、知事部局や地元市町村とも緊密に連携をし、様々なニーズの把握に努め、廃校舎の利活用を図ってまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 水間健太君の質問は終了いたしました。

小林千代美君。

○3番小林千代美君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合の小林千代美です。

まず、次世代半導体関連産業について伺います。

知事は、11月24日の記者会見の中で、2月にラピダス社を訪れた要請活動に関し、道として実施を決めた際の打合せ記録を作成していなかったことを明らかにしました。

ラピダスの誘致に関しては、道は、2月16日にトップセールスを行い、たった12日後の2月28日にはラピダス社が正式発表をしたことも併せて考えると、道がどれだけ主導権を持って誘致に挑んだのか、不安を抱くところです。

改めて伺いますが、知事は、どういう意図でラピダスを北海道に誘致し、そのことが全道にわたってどのような影響をもたらすと考えたのでしょうか、知事の所見を伺います。

現在、北海道半導体関連産業振興ビジョンが策定中で、先日の経済委員会では、その骨子案が報告をされました。

これから、有識者懇話会、パブリックコメントを経て、3月中には策定されるこのビジョン、まさに超特急でつくられているという印象を持ちます。オール北海道で目指す方向性がきちんと示されるのか、多くの道民が注目しているところです。

有識者懇話会では、ビジョンの推進期間である2024年度から10年間のうち、最初の5年を重点

期間に位置づけたと報告がありましたが、先日、我が会派の代表格質問で明らかになったように、重点期間である最初の5年間の取組は、用排水などインフラをはじめとする受入れ環境の整備等ということでした。

誘致をした以上、受入れ環境を整備するのは、言わば当たり前のことです。重点である5年間の主な取組がこれでよいのでしょうか。これで、本当に、全道に経済的波及効果を及ぼす、オール北海道で目指す方向性が示されるのか、あまりにも取組不足と考えますが、知事の所見を伺います。

千歳に住む私が皆さんから言われることは、千歳はいいよね、ラピダスできて、道央以外のところは人も資源も取られてあおりを受けるだけということをよく伺います。多くの道民の方が同じ不安を抱いていますし、有識者懇話会でも人材や資源の一極集中は指摘をされています。

知事の言う効果を全道に波及させていくためには、しっかりとそのことがビジョンで表されなければ、道民の不安は払拭されません。道民の一番の関心事でもあるこのことに、しっかりとビジョンで明記すべきと考えますが、知事の見解を伺います。

一方で、ビジョンの重点期間5年間の2029年は、ラピダスでは、計画どおりに進んでも、量産化が始まってまだ2年というところですよ。有識者懇話会に参加したラピダス社の役員からは、経済に大きなプラスの影響を与えるのは本格稼働からさらに先になる、30年ぐらい先までの絵を描いてほしいと、要望が出されました。

5年の重点期間で全道への方向性を描く一方、それがきちんと軌道に乗り、発展していくための中長期的な視点も必要と考えますが、知事の所見を伺います。

ビジョンでは、今後、8項目の目標設定を検討するとしています。道央圏以外への経済効果、本道全体の経済活性化を実現させるためには、この8項目を可視化、具体化させるべきです。

我が会派の代表格質問の答弁には、8項目の中で、道内総生産、半導体関連産業の立地件数、道内理工系大学・高専の道内就職率を具体的に挙げています。

しかし、道内総生産、これは道央圏ばかりだよ、半導体関連産業の立地件数、これも道央圏ばかり、道内理工系大学・高専の道内就職率、結局、地元を離れて道央圏に人を取られるだけにならないでしょうか。

目標設定について、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の御意見が反映されるように、道央圏以外に経済効果を波及させるための具体策が目標として定められるべきです。それぞれの項目に道内各地ごとの目標設定をするなど、地方への波及効果がしっかりと分かるように、道民の関心に答えるようにすべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、人材育成について伺います。

10月、土屋副知事とともに、私も台北に伺い、半導体関連産業の方々と意見交換をしてまいりました。台北の半導体産業の方がおっしゃるには、台湾企業が日本に進出をする理由として、台湾の土地が狭い、労働人口が少ない、安全保障上の理由により海外にも生産拠点をつくと伺いました。

半導体先進地である台湾も、人材を日本に求めています。台湾だけでなく、韓国、欧米、国内では熊本など、優秀な人材は世界中で奪い合いとなっています。これらの人材育成、育てた人材に北海道で就職してもらう、さらに、世界から優秀な人材に北海道に来てもらう必要があります。

次世代半導体がトリガーとなり、世界に挑む北海道と、ビジョン骨子案にあるとおり、技術者に世界から北海道を選んでもらえる、そのための施策を伺います。

ラピダスの量産化に必要な水は、苫小牧工水が使用されると決まりました。

現在、苫小牧工業団地では、進出するのに水は確保できているのかという話も出ております。また、電力は、量産開始時には60万キロワットの利用が想定されており、60万キロワットは道内で使用する電力の1割から2割を占めることになります。

ラピダスが北海道に進出した理由の一つに、北海道の持つ再生可能エネルギーの将来性がありました。ラピダスは関連企業にも再生可能エネルギーの利用を促進していることもあり、さらに多くの再生可能エネルギーの需要が見込まれます。

今後、その需要に応えられるのか、道内の再生可能エネルギー供給体制の方向性を伺います。

次に、いわゆる重要土地等調査法について伺います。

この法律が施行され、対象となる注視区域等が次々と、今、指定されています。

9月には3回目の注視区域等の指定案が出され、その後、国から各自治体に対しての意見聴取を経て、先日、11月29日、道内では48市町村、56の区域の指定が決定されました。当然、関係自治体である北海道にも国からの意見聴取があったと認識しますが、まずは、道に行われた意見聴取の内容について伺います。

今回指定された区域は、全道で180区域です。道内には多くの自衛隊の基地、駐屯地等を抱えていますので、北海道は180のうちの約3割を占めています。道内でも多くの地域が注視区域、特別注視区域に指定され、特別注視区域に指定をされると、土地等の所有権移転などに事前の届出が必要となるなど、より強い規制の対象区域となります。

私の自宅は特別注視区域に指定をされました。

私の地元である千歳市は、自衛隊の基地、駐屯地を三つ抱え、民間である新千歳空港も対象となったことから、千歳市内のかなりの地域、住宅地が特別注視区域に指定をされています。

一方、本丸とも言える、防衛大臣がいる防衛省のある東京都千代田区、新宿区の市谷は、特別注視区域ではなく、注視区域です。納得がいきません。

このことは、国の審議会でも議論となっています。防衛省が所在する市谷は特別注視区域にすべきだと、審議会でも複数の委員から意見が出されました。安全保障上の観点と経済的・社会的活動への影響ということから、市谷は、特別注視区域ではなく、注視区域へと変わったようです。

具体的に申し上げますと、年間の土地取引件数が2000件というところで線が引かれているようで、つまり、2000件を大きく上回る市谷は経済的・社会的活動に影響が出るから注視区域へと、言わば格下げをしたということになります。裏を返せば、特別注視区域に指定をされると、経済

的・社会的活動に支障が出るということにはなりません。

道内48市町村、56区域が注視区域、特別注視区域に指定され、今後、経済的活動、社会的活動に影響を及ぼすおそれがないのか、知事の見解を伺います。

この法律の規制するところは、土地取引に関する事前届出だけでなく、重要施設の機能を阻害する行為の内容や規制対象施設の範囲、罰則対象が曖昧で、恣意的な運用や私権の制限にもつながる危険性を大いにはらんでいる法律だと、我が会派は以前から指摘をしています。

法律の附帯決議が衆議院では16本、参議院で17本もついていることから、懸念事項も多く、それぞれの附帯決議の1番目は、地方公共団体の意見を聴取することの重要性を指摘しています。

今後、注視区域等の指定はさらに増えていくようであり、実際の運用の中で、経済的活動・社会的活動上の様々な影響が出てきかねません。

多くの注視区域、特別注視区域を持つ北海道知事として、今後もしっかりと意見を申し述べるべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、産業廃棄物最終処分場建設について伺います。

誰もが迷惑施設は自分の庭にはつくってほしくないと考えます。それでも、生活上や経済活動上、必ず必要な施設であることから、様々な規定をつくって、それらの施設は設けられます。

廃棄物処理施設を設置する場合は、国の、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、知事の許可を受けることが定められています。

また、道は、平成20年に北海道循環型社会形成の推進に関する条例を制定し、廃棄物処理施設を設置する場合についても、様々な手続を条例で決めました。

まずは、この条例の目的と趣旨を伺います。

次に、産業廃棄物の最終処分場などの施設を設置する場合、条例等の規定による立地上配慮すべき事項について伺います。

条例等に定める立地に配慮すべき事項では、水道水源の原水に影響を与えるおそれがない、地下水を飲用している住宅等にも十分配慮する、文教施設等及び住宅地から500メートル以上離れているところ、住宅地以外の場所に所在する住宅から500メートル以上離れているところを選定するとあり、まずは500メートル以上離れていることが要件ですが、ただし書では、合意が得られている場合はこの限りではないとあります。

こうした条例等で規定する、立地に配慮すべき事項を定めた趣旨を伺います。

また、500メートルより外側に居住する周辺住民に対しては、理解を得るため、事業計画の説明等を十分に行うものとする必要があります。設置者から周辺住民への丁寧な対応と、周辺住民の十分な理解を得ることが必要と考えます。

道は、条例の趣旨を踏まえて、今後の環境行政に取り組む必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

次に、高等学校のない地域からの高校進学について伺います。

先日の決算特別委員会の各部審査において、我が会派の同僚議員が、高等学校が廃校となった



自治体から通学する高校生に対する通学費用の支援が募集停止後の5年間で終了している現状を改善すべきと伺いましたが、指導担当局は、難しいと、また、新たな制度の創設はについても、難しいとの答弁でした。

道教委は、これまで、公立高等学校配置計画地域別検討協議会を設置し、公立高校の配置計画等について協議を行ってきました。その地域に住んでいる子どもたちが、地域に住み続けながら高校に進学できる仕組みづくりについても検討すべきと考えますが、教育長の所見を伺います。

また、道は、地方創生に伴い、U・I・Jターンなど人口増の取組を行っていますが、地域において高校が果たしてきた役割をどう考えているのか、知事の所見を伺います。

さて、コロナが一段落し、飲食をする機会も増えてまいりました。これから年末年始を迎え、また、北海道では観光シーズンを迎えて繁華街がにぎわう季節となります。

一方で、人流が多くなったせい、あるいは、コロナ禍で失った売上げを戻そうとするためか、道内の繁華街でも客待ち行為を見かけることも多くなったように感じています。

道では、平成29年に迷惑防止条例を改正し、道内の繁華街の13か所を不当な客引き行為等の禁止地域と指定しました。不当な客引き行為等とは、客引きだけでなく、客待ち、客引きのために立っているだけでもそれに含まれます。

客引き行為、客待ち行為は犯罪行為です。まずは、この13地域が指定されて6年、道警が該当地域においてどのような対応をし、どのような効果がもたらされたのか、伺います。

昨今、ぼったくりキャバクラや悪質なホストクラブなど、メディアでも取り上げられておりますけれども、被害に遭う前に、まずは取り締まる必要があります。

これから年末年始を迎え、繁華街も活気を帯びます。観光客の方々にも安心して北海道のお酒や食べ物を楽しんでほしい。

薄野などでは、年末に地元関係者と道警とでパトロールをする様子がメディアなどにも取り上げられていますが、薄野はもとより、この道内13地域における安心、安全のための道警の取組を伺います。

この間、各地域では、地元自治体や関係団体の皆様が独自に防犯対策、安全対策を行ってまいります。独自でパトロールや防犯のための街頭放送、繁華街の美化活動にも取り組んでいらっしやいます。

一方で、この条例が善良な営業や宣伝活動、市民活動などの規制につながってはなりません。

今後の道警の取組の中で、地元自治体や関係機関との連携が必要不可欠と考えますが、所見を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。（拍手）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の質問にお答えをいたします。

最初に、重要土地等調査法についてであります。昨年9月、国の安全保障の観点から、防衛関係施設などの重要施設や国境離島などの機能を阻害する土地等の利用防止を図るため、法律が

施行され、土地等の所有や利用の実態を的確に調査し、その結果、仮に不適切な利用実態が明らかになった場合には、その行為を規制することが可能となったものと承知しています。

法に基づく調査や規制などは、個人情報保護に十分配慮し、必要最小限のものとするのが法令上定められており、国におきましても、運用に際しては、恣意性を徹底して排除することや、国民に対して説明責任を果たし、透明性を確保していくことが必要不可欠であるとしており、道としては、こうした考えに基づき、国において適切な運用が図られるものと考えております。

次に、地域における高校の役割についてであります。高校は、子どもたちの豊かな学びと成長を保障する場であるとともに、生徒が体験学習などを通じて、地域を理解し、愛着を持つことにより、地域の将来を担う意欲を育むための役割を担っております。

高校の小規模化が進む中での統廃合は、地域の活力維持やまちづくりに少なからず影響を与えるものと考えておりますことから、地方創生の観点も踏まえた高校の在り方について検討を進めていくことが重要であります。

このため、道では、振興局と高校との連携協働による地域の魅力発信や、地元企業の方々などと連携したテーマ別の実習など、各地で若者の郷土愛の醸成や地元貢献を実感できる取組を実施してきたところであり、今後とも、地元の方々や道教委と連携しながら、地域に根差した魅力ある高校づくりに取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）次世代半導体関連産業に関しまして、初めに、ラピダス社の誘致についてであります。次世代半導体は、量子、AIなどを含む様々な分野でイノベーションをもたらし、我が国のカーボンニュートラルや、経済安全保障の鍵となる極めて重要な中核技術であることが国の方針に位置づけられた中、ラピダス社の次世代半導体製造拠点の本道への立地の実現により、経済効果や新たな雇用の創出はもとより、関連産業の集積や、道内企業の参入促進、取引拡大などを通じ、本道経済発展の起爆剤になることが期待されたことから、道といたしましては、本道への誘致に積極的に取り組んだものでございます。

次に、半導体関連産業振興ビジョンについてであります。道といたしましては、ラピダス社が目指す2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始というスケジュールの達成を最優先に、国や千歳市等とも連携し、用排水などのインフラ整備はもとより、人材の育成や確保など、多岐にわたる課題への対応にスピード感を持って取り組んでまいります。

また、ビジョンの策定に当たりましては、将来的な姿も見据えつつ、地域の事例も取り入れ、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の方々の御意見などを伺いながら、地域経済の活性化など四つの方針ごとに具体的な目標を掲げることとしており、策定後は、各般の施策を戦略的に推進することにより、道央圏のみならず、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

ます。

最後に、半導体人材の確保についてであります。ラピダス社の立地を契機といたしまして、海外の大手半導体関連企業や研究開発機関による道内での拠点設置に向けた動きが見られる中、今後、海外からの技術者や研究者の方々に向けた住環境や教育環境の整備について検討していく必要があるものと認識しております。

道では、引き続き、海外企業等による道内進出の動きを注視しながら、ラピダス社が立地を決定した本道の優位性や充実した生活環境の魅力の海外向けPRなどに取り組み、海外人材の誘致につなげてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部ゼロカーボン推進監今井太志君。

○経済部ゼロカーボン推進監今井太志君（登壇）再生可能エネルギーの導入についてでございますが、半導体関連産業やデータセンターをはじめ、幅広い分野の事業者から本道の再エネ資源が注目される中、道といたしましては、地域における再エネ導入の計画づくりから設備導入までの様々な段階に応じた支援を行いますほか、大規模でコスト低減が見込まれる洋上風力の開発を促進しますとともに、国に対し、域内の送電網の整備を求めていくなど、本道に豊富に賦存する再エネの最大限の活用に向け、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）重要土地等調査法に關しまして、初めに、国からの意見聴取についてでございますが、法に基づく注視区域等の指定に当たりまして、国はあらかじめ関係地方公共団体の意見を聴取することとされてございます。

この意見聴取は、例えば、地形図には反映されていない道路や橋梁の有無といった地理的情報や、開発計画、開発行為の有無など、指定予定区域に関して参考となる事項を収集することを目的に、都道府県と市町村にそれぞれ聴取することとされてございます。

道では、本年9月に示された区域指定案に対する意見といたしまして、国に対し、指定予定区域内で行われている土石採取や事業場の設置といった地理的情報や風力発電施設の開発計画につきまして回答したところでございます。

次に、区域指定に伴う事業活動への影響についてでございますが、特別注視区域内におきましては、土地等の売買などに当たり、届出が必要となる場合がございますが、不動産の取引自体を規制するものではなく、一般的な生活や事業活動に影響はないとされているところでございます。

なお、国が示している基本方針におきまして、指定される区域の面積の大部分が人口集中地区である場合などは、周囲に市街地が形成され、土地等の取引が比較的活発に行われていると考えられることから、特別注視区域に指定しないことがあるとされているところでございます。

以上でございます。

○議長富原亮君 環境生活部長加納孝之君。

○環境生活部長加納孝之君（登壇）産業廃棄物最終処分場建設に関し、初めに、循環型社会形成の推進に関する条例についてでございますが、本道の優れた環境を保全し、次の世代に継承していくためには、環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会の形成を進めることが重要であり、その取組を一層加速するため、条例を制定したところであります。

条例では、道や道民、事業者が果たすべき責務の明確化のほか、3Rの推進など、道の施策の基本となる事項や、産業廃棄物の処理に関する規制的な事項などを定めることにより、循環型社会の形成及び生活環境の保全を図り、もって、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としているところでございまして、特に、これまで行政指導で実施しておりました、道外からの産業廃棄物の持込みに係る事前協議や、廃棄物処理施設の設置手続などについて規定することにより、道内における産業廃棄物の適正処理を一層推進することとしてございます。

次に、立地に配慮すべき事項についてでございますが、廃棄物処理施設は、稼働時のほか、当該施設への廃棄物の搬出入などに伴い、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭といった生活環境への影響が周辺地域に及ぶおそれがございます。

このため、施設の設置に当たりましては、事業者が、立地上、十分配慮する必要がある事項や、周辺住民の理解を得るよう努める必要がある事項につきまして、条例で規定したものでございます。

最後に、今後の取組についてでございますが、道といたしましては、産業廃棄物の最終処分場の設置に当たり、条例に基づく事業計画書の提出があった場合は、事業者に対し、地域の理解を得るよう丁寧な対応に努めることなど、条例の趣旨を踏まえた適切な対応を求め、地域の理解を得た上で、施設の設置や事業が進められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）小林千代美議員の御質問にお答えをいたします。

地域における学びの確保についてであります。道教委では、平成20年度から、募集停止に伴い、居住している市町村の高校がなくなり、遠距離通学となる場合は、御家庭の経済的負担を軽減し、生徒の修学機会の確保を図るため、通学費等の一部を補助いたします高等学校生徒遠距離通学費等補助制度を実施しており、子どもたちが地元に住みながら高校に通学するための支援を行っているところであります。

また、道内のどの地域に住んでいても、自らの可能性を最大限に伸ばすことのできる多様で質の高い教育環境の提供を目的とした遠隔授業配信センター、いわゆるT-b a s eによる遠隔授業の配信を通じて、生徒が地元で学びながら大学等に進学することができるよう、教育内容の充実を図っており、引き続き、地域における学びの確保に向けた取組を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇） 小林千代美議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、条例改正後の対応等についてであります。平成29年に北海道迷惑行為防止条例が一部改正され、客引き行為に係る規制対象が拡大されたほか、客引きの準備行為である客待ちに関し、道内13か所の対象地域で警察官による中止命令が可能となるなど、迷惑性の高い客引き行為に係る規制が整備されたところであります。

道警察においては、条例を適用した取締りを強化し、事件検挙はもとより、中止命令を積極的に行ってきたところであり、条例改正後、条例違反により100件の検挙、396件の中止命令を発出するなど、一定の効果があつたものと認識しております。

次に、繁華街における道警察の取組についてであります。繁華街を訪れる道民や来道者の安全、安心を確保するための対策は極めて重要であり、特に、年末年始等、多くの人出が予想される時期は、迷惑性の高い客引き行為等の増加が懸念されるところであります。

道警察では、これまで、薄野地区をはじめとする繁華街において、制服警察官によるパトロールや、風俗店等に対する立入調査を集中的に行う歓楽街クリーン対策を行っているところであります。

道警察といたしましては、引き続き、迷惑防止条例を含めた関係法令による取締りや立入調査等を積極的に行うなど、風俗環境の浄化に向けた対策に取り組んでまいります。

最後に、地元自治体や関係機関等との連携についてであります。迷惑防止条例の適用に当たっては、道民等の権利を不当に侵害しないよう留意するとともに、その本来の目的を逸脱して濫用することがないように、適切な運用に努めているところであります。

また、地元自治体、商店街との連携は、実効性のある繁華街対策を推進する上で極めて重要であると認識しており、道警察といたしましては、引き続き、地域の実情を踏まえ、自治体等と連携した合同防犯パトロールや情報発信活動、暴力団排除活動を行うなど、地域住民等との協働により、客引き等の迷惑行為の防止や町並みの改善等、繁華街の安全、安心の確保に向けた取組を推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 小林千代美君。

○3番小林千代美君（登壇・拍手） まずは、次世代半導体関連産業振興ビジョンについてです。

ビジョンの重点5年間で地方まで結果をもたらす、これは無理だろうというふうにも考えられます。だからこそ、10年間の取組、特に8項目が大切だと考えています。この8項目の目標設定を見て、道央圏以外の方々が地方への波及効果を感じられるものにしなければいけない。

よく説明書にあるポンチ絵では、北海道の絵があつて、真ん中に道央圏があつて、そこから四方八方に矢印が伸びている、これが、恐らく、地方への波及効果を意味したいのだというふうに思いますけれども、この矢印を具体化するためには、この8項目と地域ごとの可視化が必要だと考えますけれども、改めて伺います。

次に、重要土地等調査法について、注視区域、特別注視区域は今後も増えていきます。

運用が始まれば、具体的に様々な不都合が生じるとも限りません。そのときには、多くの注視区域、特別注視区域を持つ長として、知事がしっかりと道民の声を受け止めて、国に意見をしてほしい。これは指摘をしておきます。

次に、高校進学について、教育長に伺います。

先ほどの知事の答弁では、地域の高校は、地域の活力維持やまちづくりに少なからず役割を果たしているとありました。教育長の答弁にあるT－b a s e、これは、確かに、専門の教員が足りないなど、一部の高校で活用されていることは認識をしております。

しかし、これが高校を補完するものとなり得るのか、答弁を伺うとともに、先ほどの答弁ですと、T－b a s eがあるから高校は地元になくてもよいというようにも聞こえます。改めて、教育長の認識を伺います。

以上、再質問を終わります。（拍手）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）小林千代美議員の再質問にお答えをいたします。

次世代半導体産業について、半導体関連産業振興ビジョンについてであります。ビジョンが目指す姿の実現に向けては、四つの方針ごとの目標値について、道央圏以外の地域や産業にも詳しい有識者の方々の御意見などを伺いながら、関係機関等との調整を進めております。

本道経済全体の状況を表す指標であります道内総生産などの設定について、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇）小林千代美議員の再質問にお答えをいたします。

地域における学びの確保についてであります。遠隔授業配信センター、いわゆるT－b a s eは、広域分散型の本道において、どの地域においても、子どもたちが自らの可能性を最大限に伸ばしていくことのできる、大学進学などの多様な進路希望に対応した教科、科目を配信し、質の高い教育を提供することなどを目的として設置したものであります。

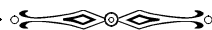
道教委といたしましては、広域分散型の本道においては、遠隔授業に一定のニーズがあることから、通常の授業に加え、夏季や冬季の休業期間の進学講習や、最新の進路情報を踏まえた受信校への進路指導の支援も行うなど、引き続き、教育の質の向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 小林千代美君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時19分休憩



午後2時53分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

早坂貴敏君。

○16番早坂貴敏君（登壇・拍手）（発言する者あり）それでは、通告に従いまして、順次、一般質問を行います。

初めに、防災対策についてであります。

本年5月に、国において防災基本計画の見直しが行われましたが、昨今の頻発する自然災害に即応するため、多様な主体と連携した被災者支援を目指し、都道府県による災害中間支援組織の育成強化や関係者との役割分担、災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化などが新たな課題として挙げられております。

この災害中間支援組織とは、NPO、ボランティア等の活動調整を行う組織として位置づけられているところでありますが、北海道においても、国の防災基本計画に基づき、道の地域防災計画への反映を含めた対応を早期に検討していく必要があると考えます。

改めて、どのように取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、見直し項目にある災害ボランティアセンター設置予定場所の明確化についてであります。

令和4年度の市町村社会福祉協議会基本調査によりますと、災害ボランティアセンターの設置・運営マニュアル作成済みの市町村社協は42.5%となっております。着実に増えてはきているものの、それでも半数には満たない状況であり、そのことから、多くの地域で災害ボランティアセンターの設置場所が明確になっていないことがうかがえます。

また、既にマニュアル作成済みであっても、そもそもの設置場所が水害ハザードマップに設定されてしまっているなど、選定場所そのものに課題があるものも見受けられます。

改めて、道として、災害ボランティアセンター設置場所を踏まえたマニュアル策定に向けて、地域に対する啓発活動や今後の展望について、知事の御所見をお伺いいたします。

次に、災害時の避難行動計画についてであります。

大規模災害発生時において、多くの高齢者や障がい者の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、令和3年の災害対策基本法の改正に合わせて、各自治体において個別避難計画の策定を努力義務として行うこととしております。

改めて、現在の道内の策定状況と今後の展望について、知事の御所見を伺います。

次に、骨髄ドナー助成制度についてであります。

骨髄移植の推進に当たっては、ドナーが安心して骨髄提供に応じられるよう、道としての取組を伺ってきたところですが、第3回定例会予算特別委員会において、私の質問に対し、各都府県に事業実施の有無や、助成対象、事業導入により得られた効果などについて調査を行い、助成制度を導入している都府県において、骨髄移植に対する理解が深まるとともに、ドナー登録者や骨髄提供者の増加につながるなど、その効果が確認をされ、改めて、ドナーとなる方々などの負担軽減を図るための環境整備に努めてまいるとの御答弁がありました。

また、同時に、国においてもドナーの方々への支援制度創設を検討しているとのお話も伺っているところでございます。

このたびの国による支援の話は、ドナーの負担軽減とともに、骨髄移植を今後さらに推進していくための絶好の機会になるのではないかとと思いますが、改めて、道としての助成制度創設に対する知事のお考えをお伺いいたします。

次に、保育士確保対策についてであります。

多様な子育て支援サービスへのニーズが高まる中、地域によっては保育士が確保できず、昨年に比べ、道内の待機児童が増加傾向にあるなど、課題が生じております。

保育士の確保が難しい理由の一つとして賃金の格差が挙げられており、保育士の平均所得は、直近の令和4年時点で391万円と、全職種の平均所得458万円に比べ、約70万円近くもの差が生じていると承知をしております。

保育所等における人件費などの運営に係る費用については、国が定める公定価格により定められておりますが、人員配置基準に沿って算定されている人件費に対し、多くの保育所では、園児の安全確保や保育の質の向上を図るため、基準を上回る保育士を配置しており、実態に見合った運営費が給付されていないことも、保育士の賃金が低く抑えられている原因ではないかと考えます。

こうした事業所の運営や保育士の処遇の実態などについてどのように把握をし、道として今後どのように保育士の確保に取り組んでいく考えか、知事の御所見を伺います。

次に、木育の推進についてであります。

次代を担う子どもたちをはじめ、全ての人が木と触れ合い、木に学び、木と生きる、いわゆる木育の取組は、全道各地で実施している植樹や育樹、森林教室などの活動により、道民にも浸透してきております。

道の森林づくり基本計画では、木育マイスターや企業などによる木育活動の推進を重点的な取組に位置づけ、道民との協働による森林づくりが進められております。

また、道は、本年7月に、企業等が主体となった木育活動を一層促進するため、企業等と連携した木育推進方策を策定したほか、10月に開催した道民森づくりの集いでは、北海道植樹の日・育樹の日条例制定5周年を記念して、知事が「道民ひとり1本植樹・育樹運動」のキックオフを宣言しております。

今後5年間で500万本の植樹、育樹をするとの目標を達成するためには、これまで森林づくりに関わってこなかった、より多くの道民や企業に参加していただくなど、一層の木育の推進が求められております。

道は、ゼロカーボン北海道の実現にも寄与する木育の推進について、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、自治体におけるDXの推進についてであります。

初めに、デジタル人材及びベンダーの確保支援についてであります。現在、国により自治体



におけるデジタル化が進められ、原則、令和7年度中に自治体情報システムの標準化が求められており、道内自治体は、デジタル人材の確保養成に苦慮し、標準化への取組が遅れる要因ともなっております。

また、実際のデータ移行を担うベンダー側も、人材不足等を理由に、自治体からの依頼を断らざるを得ない状況も出始めているとお話も伺っております。

こうした状況を踏まえ、標準化への移行に支障が出ている自治体の実態について、道はどのように把握をしているのか、伺います。

あわせて、自治体の人材確保や養成、ベンダーの確保についてどのような支援を行っているのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、小規模自治体へのデジタル人材の派遣についてであります。

小規模自治体等においてデジタル化に必要な専門人材の確保が困難な場合、北海道が人材を確保するか、専門家に依頼をし、自治体に派遣できるという国による支援策があります。

改めて、この支援策を活用した道の取組についてお伺いをいたします。

次に、マイナンバーカードの利用促進についてであります。

現在、国を先頭に、各自治体と連携し、マイナンバーカードの普及、利用の促進に取り組んでいるところですが、公金を受ける口座の情報が別人のマイナンバーに誤って登録されるというミスが相次ぎ、マイナンバーカードと健康保険証がひもづけされ、令和6年度秋から健康保険証の廃止が決定していることに一部で不安の声がささやかれ、国においては、国民の不安払拭と利用の促進に向けた一層の努力が求められております。

利用促進に向けて、一例を挙げますと、北海道では、国の動向を踏まえ、今年、道の立病院や診療所にマイナンバーカードリーダーを設置しておりますが、必ずしも順調とは言えない現状にあるのではないかと考えます。

医療DXの要となるマイナンバーカードの保険証としての利用や行政手続など様々な場面での活用について、道立病院、診療所に加え、道内の医療機関や行政機関等における利用状況と利用促進に向けた取組について、知事の御所見をお伺いします。

次に、栽培漁業の推進についてであります。

本道の漁業生産が減少する中、水産資源の維持増大を図っていくためには、資源管理はもちろんのこと、魚や貝類などの種苗を施設で生産し、これを天然海域に添加して積極的に資源の増大を図る栽培漁業の取組が重要であります。

このような中、地域の拠点施設として道が整備してきた各地の種苗生産施設、いわゆる栽培漁業センターでは、ヒラメやマツカワ、マナマコなどの大量種苗生産・放流が行われていると承知しております。

しかしながら、種苗生産の現場では、恵庭市にある道総研さけます・内水面水産試験場に魚病検査を依頼して防疫対策に努めているものの、昨年は、羽幌町の栽培漁業センターで、大量へい死を引き起こすヒラメ稚魚のアクアレオウイルス感染症が発生し、また、今年に入り、八雲町熊

石の栽培漁業センターでは、アワビ稚貝の筋萎縮症が発生し、種苗生産の不調が続き、関係する市町村や漁業者から、種苗の供給に不安を抱えているとのことをお話を伺っております。

本道では、海水温の変化などにより、これまで漁獲されていた魚種が減少している中、栽培漁業に期待する浜の声は一層高まるのではないかと考えます。

こうした状況を踏まえ、今後の種苗放流による栽培漁業の取組をどのように進めていくのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、子どもたちの図書環境の整備充実についてであります。

子どもたちにとって、読書活動は、様々な知識や情報を得るだけでなく、自分の考えを広げ、思いや考えを伝える際の言語表現を豊かにするなど、大変有意義なものであり、昨年、我が会派の同僚議員からも、読書活動の環境整備に係る質問をしたところでもあります。

恵庭市では、恵庭市人とまちを育む読書条例を制定するほか、絵本を通じて乳児と保護者が温かい時間を分かち合うことを応援するブックスタート事業を平成13年度から全国に先駆けて行うとともに、市内のカフェやレストラン、銀行や病院などが登録し、それぞれの店長やオーナーが館長となって取り組む恵庭まちじゅう図書館を実施するなど、地域ぐるみで読書のまちづくりを推進し、その取組は、全道、全国から数多く視察に訪れる方もいらっしゃる状況であります。

このような中、本年6月の報道によりますと、公立小中学校の学校図書館の充実に向けて、国が、2021年度、図書購入費として220億円の地方交付税交付金を措置したにもかかわらず、全国の自治体で図書購入に使われたのは約6割弱の126億円にとどまることが文部科学省の調査で分かったという記事を目にしました。

交付金をどのように使うかは自治体の判断によるものではあります。が、図書標準に達していないにもかかわらず、財政難などを理由にほかの目的に回されてしまい、地域の未来を担う子どもたちの読書環境の整備がおろそかになることは本末転倒ではないかと感じたところでもあります。

そこで、以下、御質問をいたします。

まず、道内の市町村において、国から地方財政措置された交付金の学校図書館図書の購入状況がどのようになっているのか、教育長に伺います。

また、学校図書館図書の購入をはじめ、司書教諭等との連携による授業での利活用や地域の公共図書館との連携促進など、読書環境の整備や読書活動の充実には欠かすことができない人材として、学校司書がおります。

恵庭市においては、市内全ての小中学校に学校司書を配置し、学校図書館の整備充実に取り組んでいるところではあります。が、道内の市町村の様子を見ますと、学校司書としての報酬だけでは生活ができないなどといった理由から、学校司書を担う人材が不足しているとの声も伺っております。

道教委では、道内小中学校及び道立学校の学校司書の配置についてどのように考え、今後どのように配置促進に向けて取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

最後に、外国人教育についてであります。

人口減少に突入する我が国において、在留外国人は、年々、増加傾向となっております。私の地元・恵庭市も人口の約1%が外国人となっており、多文化共生の観点から外国人教育の推進が求められている中、道と自治体は緊密な連携が不可欠であると考えます。

道教委は、異なる文化や言語を持つ児童生徒に対する適切な教育環境の整備や日本語教育の充実に向けて、具体的な支援策として、異文化理解を促進するワークショップや日本語教育プログラムの推進に取り組んでおりますが、改めて、外国人児童生徒の学習環境の向上を目指した取組状況について、教育長に伺います。

次に、北海道と自治体の連携についてであります。外国人教育に関する情報やノウハウの共有、地域ごとの課題に適した施策の推進など、緊密な協力体制が必要不可欠であります。

改めて、自治体との連携や支援体制の構築に向けての考え方と取組について、教育長に伺います。

次に、外国人教育における課題解決や改善を促進するために、異文化理解のプログラムや多言語サポートの充実、地域住民との交流イベントなど、様々な取組に対しての道教委の役割や、よりよい外国人教育環境の充実に向けた展望について、教育長に伺います。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）早坂議員の質問にお答えいたします。

最初に、防災対策に関し、災害ボランティアセンターについてであります。市町村においては、大規模災害等の発生に備え、平時から、社会福祉協議会等と協議の上、災害ボランティアセンターを設置、運営する機関や設置場所などをマニュアル等で定めておくことが重要であります。

道では、これまでも、市町村に対し、マニュアルの策定など体制整備の促進について、通知を発出するとともに、振興局ごとに開催している災害ボランティア組織連携会議で働きかけを行っているほか、今年度からは、新たに、道社協と連携をし、北海道災害ボランティアセンターのホームページで策定済みのマニュアルを紹介する取組を行っており、引き続き、こうした取組を推進するなどして、センターの設置場所等を明確にした実効性のあるマニュアルが策定され、被災地域で迅速にセンターが設置できるよう、市町村の理解促進を図りながら、体制整備を支援してまいります。

次に、骨髄移植の推進についてであります。ドナー登録をされた方をより多くの骨髄提供につなげるためには、安心して仕事を休める環境を整備するなど、負担軽減を図っていくことが重要であると考えており、道では、これまで、骨髄バンクと連携した普及啓発により、ドナー登録者の増加に努めるとともに、道内企業等に対し、ドナー休暇制度の導入を働きかけるほか、法の理念に基づく善意による骨髄提供が促進されるよう、全国一律の休業補償制度の創設を国に要望してきたところでございます。

道としては、こうした取組を進めるとともに、既に助成事業を行っている他県の実施状況や、

現在、国において支援制度が検討されていることも踏まえて、市町村とも連携をし、ドナーとなった方々などの負担軽減を図るための支援の在り方について検討を進め、治療が難しい血液がん等に向き合っている患者の方々が一人でも多く救われるよう取り組んでまいります。

次に、保育士の確保についてであります。多様化する保育ニーズに的確に対応していくためには、担い手となる保育士の確保が重要であり、道では、国に対し、様々な機会を通じて、賃金水準の改善はもとより、基準を上回る保育士を配置し、保育の質を確保する保育所等の現状を踏まえた公定価格の設定を要望してきたところであります。

こうした中、国のこども未来戦略方針では、民間給与動向などを踏まえた保育士等のさらなる処遇改善や配置基準の改善を検討するとしており、道としては、国の動向を注視するとともに、現在、道内の保育士登録者や養成施設の学生等を対象として実施している実態調査において、勤務する上での必要な支援などを把握しながら、保育人材の効果的な確保対策の検討を進め、持続可能な保育の提供体制づくりに取り組んでまいります。

次に、木育の推進についてであります。道民の皆様との協働による森林づくりを一層推進するためには、幅広い年代の方々の森林づくりに対する理解を深めながら、植樹・育樹活動に積極的に取り組む必要がありますことから、北海道植樹の日・育樹の日条例が、今年、制定から5年の節目を迎えたことを契機に、道では、今後5年間で500万本を目指す「道民ひとり1本植樹・育樹運動」を開始したところでございます。

この目標の達成に向け、植樹祭の開催など、多くの道民の皆様が参加する機会を提供するとともに、将来を担う青少年を対象とした森林環境教育や植樹・育樹活動に新たに取り組む教育機関等の増加を図るほか、環境保全に取り組む企業と、フィールドを提供する森林所有者とのマッチングを図り、企業が木育マイスターと連携して地域住民とともに行う森林づくり活動を促進するなど、本道の豊かな森林を未来に引き継ぎ、ゼロカーボン北海道の実現にも資する木育の取組を一層推進してまいります。

次に、自治体におけるDXの推進に関し、自治体情報システムの標準化についてであります。道では、市町村のシステム標準化に向けた移行作業について、国がまとめた作業手順に照らし、進捗状況を確認するとともに、ヒアリング等を通じて個別の状況把握に努めており、多くの市町村では、デジタルに関するノウハウや人材の不足などの課題があると認識しています。

このため、道では、市町村職員を対象に地域説明会での情報提供や研修会による人材育成を行うとともに、専門知識を有するアドバイザーを派遣するほか、システム事業者に対しても移行作業を進める上での課題や対応状況について意見交換を行いながら、市町村の取組を支援しております。

また、システム事業者が撤退し、代わりが見つからないなど、令和7年度末の期限までの移行が極めて困難な場合には、国が状況を把握した上で、別途、期限を設定しますことから、国に対し、市町村の状況について情報提供するとともに、必要な対応を求めてまいります。

最後に、栽培漁業の推進についてであります。近年、本道における主要魚種の生産が低迷す

る中、生産の回復、安定を図るためには、健康な種苗を計画的かつ効率的に生産し、生育に適した海域に適期に放流する取組を推進していくことが重要であります。

このため、道としては、全道5か所の栽培漁業センターを中心に、価格の高いアワビやナマコのほか、広域魚種であるヒラメやマツカワ、ニシンの種苗を安定供給するため、試験研究機関や栽培漁業振興公社などと連携し、魚病検査や施設、飼育水の消毒、殺菌による疾病対策を徹底するなど、健康な種苗の安定生産に努めてまいります。

また、生産コストの低減と放流効果の両立を図るため、小型種苗を用いた適地放流の検討を進めるとともに、万が一の疾病発生に備え、センター間の連携によるバックアップ体制を構築するなど、栽培漁業の取組を積極的に進め、本道の漁業生産の回復、安定を図ってまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）多様な主体と連携した被災者支援についてでございますが、国では、平成28年の熊本地震におきまして、行政、社会福祉協議会、NPO等の多様な主体が、活動地域や活動内容を共有しながら被災者支援を行ったことで効果的な活動ができたことを踏まえ、平成30年に、多様な主体による連携の必要性や取組事例を紹介したガイドブックを作成したところでございます。

また、このガイドブックで示された被災者支援を行うNPO等の活動をコーディネートする、いわゆる災害中間支援組織の重要性の高まりを踏まえ、令和4年に、連携体制の構築強化に向けて検討、整理すべき事項を手引としてまとめ、地方自治体に示すとともに、本年5月には、防災基本計画を修正し、都道府県による災害中間支援組織の育成強化について明記をしたところでございます。

道といたしましては、今後、国の防災基本計画の修正を踏まえまして、年度内に地域防災計画に反映するよう進めますとともに、多様な主体と連携した被災者支援の体制づくりに向け、災害ボランティアに関わる関係団体や庁内関係部局とも連携しながら検討を進めてまいります。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）防災対策に関し、個別避難計画の策定状況等についてでございますが、国が実施した調査における令和5年10月1日現在の道内の市町村の策定状況は、対象者全員について策定している市町村が19、一部策定済みが109、未策定が51であり、令和5年1月1日現在の前回調査以降、新たに40市町村が全部または一部策定済みとなったものの、未策定市町村の割合は、全国に比べ高い状況となっております。

このため、道では、市町村への支援として、昨年度から国のモデル事業を活用した研修会を開催し、計画策定の趣旨説明や有識者による講演などを行っておりますほか、今年度は、希望する市町村に有識者を派遣するなどし、課題抽出や策定手法の助言といった個別支援の取組を行っているところでございます。

道といたしましては、これらの個別支援で得られた計画に係る具体的な策定手順を未策定市町村へ情報提供していくほか、引き続き、課題などを丁寧に向い、必要な助言を行うなど、市町村への支援を進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君（登壇）自治体におけるDXの推進に関し、市町村への専門人材による支援についてでございますが、自治体がデジタル化を進めるに当たり、必要な技術的・専門的支援を得られるよう、国では、ノウハウを持つ外部人材の任用に要する財政措置やデジタル専門人材の派遣を行っており、道では、国と連携し、市町村に対するセミナーの場などで、こうした制度の活用を促してきたところでございます。

また、道におきましても、令和3年度から、デジタルに関する高い知識と技術を持つ専門人材を採用し、常日頃から、市町村からの相談に対する助言や、システム事業者との専門的知見に基づく意見交換を行うほか、昨年度からは、情報システムの標準化への対応などに当たって、ノウハウや人材の不足といった課題がある市町村に対し、専門的知識を有するアドバイザーを、昨年度は59市町村、今年度は53市町村に派遣し、地域の実情に応じた助言を行うなどしてきたところでございまして、今後とも、自治体DXの取組が、住民の皆様の理解の下、利便性向上につながるよう、市町村への支援に努めてまいります。

次に、マイナンバーカードの利用状況等についてでございますが、マイナンバーカードは、様々な場面で本人確認ツールとしての利用拡大が期待されており、道内の市町村では、カードを活用した住民サービスとして、今年度中の実施予定を含め、コンビニ交付は56団体、書かない窓口は15団体で取り組んでおります。

また、マイナ保険証につきましては、道内の約9割の医療機関等で利用できますものの、地域ごとのデータは示されておりませんが、全国の利用率は約4.5%にとどまっている一方で、確定申告の手続では、全国、道内ともにe-Taxで申告した方々のうち約7割がマイナンバーカードを利用するなど、毎年、利用が増加している事例もあるところでございます。

道としましては、引き続き、国に対し、国民の皆様への制度への不安が払拭されるよう丁寧な対応を求めますとともに、市町村へ、カードの活用事例や国の支援制度の紹介等を行うほか、市町村や関係団体と連携し、国のマイナ保険証利用促進キャンペーンを推進するなど、カードの利活用がさらに広がるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）早坂議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、子どもたちの図書環境の整備充実に関し、まず、市町村における図書の購入状況についてでございますが、国から地方財政措置をされた交付金は、用途を特定しない一般財源として措置されていることから、市町村における図書購入の執行状況を把握することは難しいものの、令

和2年度の国の調査では、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数を示す学校図書館図書標準の本道における達成状況は、全校種において全国平均を下回っております。

このため、道教委では、学校図書館図書標準に満たない市町村については、職員が直接訪問をし、学校図書館の充実が図られるよう要請をするとともに、学校図書館図書標準の達成率の高い市町村などにおける好事例を管内ごとに収集し、ホームページに掲載するなど、児童生徒の学びの基盤としての学校図書館の整備と利活用の促進に取り組んでおります。

次に、学校司書の配置促進についてであります。学校司書は、学校図書館の日常の運営管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援などを担う人材であり、児童生徒の読書環境の整備に重要な役割を果たしていると認識いたしております。

令和2年度の国の調査では、本道における学校司書を配置している学校の割合は、全校種において全国平均を下回っている状況にあることから、道教委では、昨年度から、学校司書の養成や資質向上に向けた体系的な研修を実施するとともに、学校司書が実践している優れた事例を収集し、毎月発行している広報誌において広く情報発信するなど、配置の促進に取り組んできたところです。

今後は、今年度新たに作成いたしました、学校司書の具体的な役割を示したパンフレットを活用し、市町村教育委員会や学校に配置の働きかけを行うことなどを通して、学校司書の役割の重要性についてより理解を深めていただき、学校図書館の充実に向けた人材の配置が推進されるよう、着実に取り組んでまいります。

次に、外国人教育に関し、まず、児童生徒への教育についてであります。外国人の児童生徒は、文化的な背景や生活習慣、日本語の能力など、一人一人必要な支援が異なることから、適切な指導や支援の下で、日本における生活の基礎を身につけ、その能力を伸ばしていくことができる環境づくりや、発達の段階など日本語能力に応じた日本語教育の充実が重要です。

道教委では、これまで、外国人児童生徒への教育の推進に当たり、異文化理解や多文化共生の視点に立った学校づくりや、日本語指導の進め方などを解説する手引を作成し、各学校等に周知をしてまいりました。

また、外国人児童生徒への支援体制の構築を目的として、平成29年度から、帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業を実施し、日本語指導担当教員の資質向上のための研修や、携帯型通訳デバイスの貸出し、専門的な知見を有する有識者による相談支援などに取り組んできております。

次に、市町村との連携などについてであります。外国人児童生徒等を受け入れ、支援していくためには、市町村教育委員会や学校の力だけではなく、国際交流協会、NPO、大学、研究機関などとの連携を強めることが大切です。

このため、道教委では、知事部局やJICA、大学、市町村教育委員会などの関係機関で構成する外国人児童生徒の支援に関する協議会を毎年度開催し、受入れ体制の整備や日本語指導の在り方について協議を行うとともに、教員や市町村教育委員会の担当者などを対象とした日本語指

導に関する研修会を実施するなど、市町村教育委員会や関係機関と連携した支援の充実に努めているところです。

最後に、今後の取組についてであります。外国人児童生徒が増加をする中、多様な価値観や文化的背景に触れる機会を生かし、多様性は社会を豊かにするという価値観の醸成やグローバル人材の育成など、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育に取り組むことが重要であります。

道教委では、外国人児童生徒に対し、特別の教育課程による日本語指導など必要な指導、支援を行うとともに、地域の外国人材との交流など、他国の文化や考え方を理解する取組を通じて、日本人の子どもたちを含め、多様な価値観に触れる機会の創出に取り組んでおります。

今後は、市町村や学校に対し、日本語指導を専門としている大学教員の訪問指導を行うなど、道内全ての地域において、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する教育の充実が図られるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 早坂貴敏君の質問は終了いたしました。

中野渡志穂君。

○71番中野渡志穂君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、以下、知事及び教育長に伺います。

まず、経済対策についてであります。

今日、コロナ禍で停滞した本道経済の活性化を図るためにも、道においては大胆な経済対策に取り組まなければならないものと考えます。

このような中、国においては、デジタルインフラ整備に関する有識者会議の中間取りまとめにおいて、北海道と九州を東京圏、大阪圏を補完、代替する第3、第4の中核拠点に位置づけたところと承知しております。

道では、こうした動きを受け、本年7月に、デジタル関連産業の集積に向けた推進方向を取りまとめましたが、11月7日には、大手通信事業者が苫小牧に日本最大級のデータセンターを建設するという発表があるなど、データセンター立地の動きが出てきております。

道として、デジタル関連産業の集積に向け、道央圏にとどまらず、全道各地域での展開に向けて取り組むべきと考えます。今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、観光振興を目的とした新たな税についてであります。

道では、観光振興を目的とした新たな税の導入に向け、有識者懇談会において意見を伺うとともに、この間、段階的な定額制の導入などの内容が示されたところであります。

一方で、札幌市などの一部の道内の市町村においても、新税の導入に向けた検討が進んでおります。

道の新税の導入に当たっては、こうした市町村はもとより、新税が導入となった場合に税の徴収事務を担う宿泊事業者の皆様などへの丁寧な説明と十分な調整が必要と考えます。今後どのよ



うに検討を進めていく考えなのか、伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

急激な物価高騰が始まって1年以上が経過しましたが、日常生活や企業活動に欠かせない電気やガス、灯油などのエネルギー料金、食料品や日用品などの物価は高騰を続け、本道経済や道民生活にも大きな影響を及ぼしております。

今後、本格的な冬を迎えるに当たり、多くの道民や事業者が不安を感じております。

こうした中、国では、デフレ完全脱却のための総合経済対策を閣議決定し、先日、補正予算が成立したところであります。物価高騰による経済活動や道民生活への影響を最小限に抑えるためには、道においても早急な追加対策を講じる必要があるものと考えております。

我が会派として、先日、道に対して緊急要望を行ったところでありますが、国の対策を踏まえ、道としてどのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、多文化共生に向けた取組についてであります。

国の在留外国人統計によると、昨年末時点で、国内の在留外国人数約307万人のうち、本道では約4万5000人を数え、また、このうち、在留資格が技能実習と特定技能である方々は合計約1万6000人となり、いずれの数値も、コロナ禍前を上回り、過去最高となっております。

今や、こうした方々は、地域にとって、また、農林水産業など各分野においても欠かせない、非常に重要な存在となってきているものと承知しております。

このような中、国では、技能実習及び特定技能制度の在り方について最終報告書がまとめられたところと承知しております。

そこで伺います。

外国人にとって、本道が働きやすい、また、暮らす場所として選ばれ、そして、できるだけ長くいていただくためには、道としての多文化共生に向けた取組が何より重要と考えます。

道としてどのように対応する考えなのか、伺います。

次に、文化振興についてであります。

北海道が誇るべき文化遺産であるウポポイや縄文世界遺産等については、道としても、関係機関などとなお一層連携を図り、誘客促進や魅力発信に取り組まなければならないものと考えます。

このような中、国においては、今般の追加補正予算の中に、ウポポイへの誘客促進として約9億円余りの関係予算が計上されております。

また、本年10月には、ウポポイへの誘客促進に関する有識者検討会が設置されたところであり、ウポポイへの誘客促進戦略について、今後、具体的に検討されるものと承知しております。

そこで伺います。

道においては、ぜひ、例えば、現在リニューアル中の赤れんがをはじめ、新千歳空港やJR札幌駅など、数多くの観光客が利用する拠点的な施設において、ウポポイや縄文世界遺産等のサテライトを設置するなど、道が誇る文化遺産について積極的に情報発信機能の強化を図るべきと考

えます。

今後の取組について、知事の所見を伺います。

次に、HPVワクチン接種についてであります。

子宮頸がんは、国内で、毎年約1万人が診断され、毎年約2700人もの貴い命を奪っており、近年、患者の若年化や死亡率の増加が指摘されております。

子宮頸がんは、HPVワクチンと定期的な検診により予防可能であり、ワクチン接種が順調に進んでいるオーストラリアでは、2028年にはほぼ撲滅できるとの予測もあります。

一方、我が国においては、2013年4月から定期接種を開始したものの、多様な症状を訴える声があり、積極的勧奨が中止されました。その後、専門家により、その安全性に特段の懸念がないことが確認されるとともに、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、2022年4月から積極的勧奨が再開されました。

現在、積極的勧奨を中止していた時期に接種の機会を逃した方を対象に、キャッチアップ接種が行われております。実施期間は2025年3月末までとされておりますが、2002年以降に生まれた方の接種率が1%未満にとどまっていることを踏まえると、ワクチンに関する理解促進に向けての取組が必要と考えます。

そこで伺います。

まず、道の取組についてであります。

今年4月から、従来の4価ワクチンに比べ、より効果が高いとされている9価ワクチンが定期接種で使用できるようになりました。

予防接種法に基づき、ワクチン接種は市町村の事業として位置づけられておりますが、道においても、ワクチンに関する情報発信や接種対象者への呼びかけなど、広域自治体として積極的な取組が必要と考えます。道の取組状況について伺います。

また、男性のHPV感染の場合は、喉や肛門のがんの原因になることも知られており、専門医によりますと、子宮頸がん撲滅には、女性と同様に、男性に対してもHPVワクチン接種による対策が必要と言われております。あわせて、知事の所見を伺います。

次に、学校における取組についてであります。

HPVワクチンは子宮頸がんに高い予防効果があるとされており、特に、学校現場では、本人や保護者に対する分かりやすい情報発信が必要であります。定期接種の対象年齢は小学6年生から高校1年の年代とされており、接種できる期間が限られているため、学校現場における周知が必要と考えますが、道としてどのように取り組むのか、教育長に伺います。

次に、環境保全型農業の推進についてであります。

2021年のG7サミットにおいて約束されたサーティ・バイ・サーティ目標は、2030年までに陸と海の30%以上を保全するというものであります。国の機関だけではなく、企業や自治体、国民の力を合わせて達成を目指すものとされております。

この目標の達成に向けては、脱炭素や有機農業をはじめとする環境保全型農業などといった様

々な施策と連携した取組を進めることが必要と考えます。

このような中、本道の農業が、これからも消費者に信頼される安全、安心で品質の高い農畜産物の安定的な生産供給に発展していくためには、生産活動に伴う環境への負荷をできる限り低減させるなど、土づくりを基本とした環境保全型農業の推進は重要な課題であるものと考えます。

道内農業においては、平成3年度よりクリーン農業を推進しております。農業試験場での技術開発や関係機関と一体となった普及活動により、現在までに化学肥料の耕地面積当たりの出荷量が4割程度の削減を図っておりますが、ゼロカーボン北海道の実現に向けて、今後、化学肥料の削減の一層の推進が求められております。

道は、北海道の豊かな自然環境を今後とも維持し、温室効果ガス排出削減や資材使用量の削減に資する環境保全型農業を今後どのように進めていくのか、伺います。

次に、種子の安定供給についてであります。

現在、国において、20年ぶりに食料・農業・農村基本法の見直しが行われているところであります。その主要な論点の一つが、食料安全保障をどのように確保していくかということであるものと承知しております。

食料生産における最重要の事項の一つとして、道では、稲や麦などの主要農作物の種子の安定的な供給と品質の確保を図ることを目的としております。

そのような中、農業者が安心して農作物を生産するためには、予想を超える大雨や地震等による施設の損壊など、様々なリスクに備えた種子のバックアップ体制整備はもとより、新品種の開発普及のほか、優良な種子の安定生産・供給の体制整備などを進めていく必要があるものと考えます。今後どのように取り組んでいくのか、所見を伺います。

次に、北海道立総合研究機構についてであります。

道総研では、本道海域における試験調査船を稚内、釧路、函館の各水産試験場に計3隻保有し、資源調査をはじめ、各種の海洋研究調査を実施しているものと承知しております。

しかしながら、地球温暖化の影響もあり、近年、回遊する魚種など、水産資源の分布に変化が生じる中、それぞれの海域に必要とされる研究調査について、環境の変化に応じて見直ししながら進めていく必要があるものと考えます。

私は、先日、函館水産試験場を訪問し、「金星丸」を視察したところであります。建造後22年が経過し、老朽化が進んでおりました。

今後、男女を問わず船員を確保していくことも視野に、居住環境の整備等を提案した国際条約を踏まえるなど、適切に対応していかなければならないものと考えます。

また、同水産試験場では、例えば、スケトウダラの漁獲調査を実施しておりますが、水温の上昇により魚群が水深深く移動したことから、現行の船では、機能、規模の問題で調査が困難になっていると伺っております。

道では、様々な海洋調査の必要性についてどのように認識し、水産業の振興に向け、今後どのように展開していく考えなのか、伺います。

また、老朽化が進む「金星丸」について、こうした様々な観点も踏まえ、新船建造の必要があるものと考えますが、所見を伺います。

次に、災害対策についてであります。

近年、我が国においては、災害の激甚化や頻発化が懸念されており、加えて、これまで経験したことのない異常気象などにより、大規模災害のリスクが高まっているものと考えます。

このような中で、本道では、積雪寒冷地特有の暴風雪や大雪による災害の発生が想定され、昨年12月には、紋別市等において4日間にわたって大規模停電が発生し、医療機関をはじめ、各方面で深刻な事態に陥ったところであります。

これからの本格的な冬を迎えるに当たって、非常用電源の確保をはじめ、冬期間の災害発生に備えた取組は大変重要と考えますが、道としてどのような対策に取り組んでいくのか、伺います。

次に、大規模事故等における救急搬送体制についてであります。

本年6月に、道南の八雲町の国道において、都市間バスと大型トラックが衝突し、5名が死亡、12名が負傷するという大規模な痛ましい交通事故が発生しました。

このように傷病者が多数発生する場合には、管轄消防のみでは、現場トリアージや傷病者を搬送するための救急車両が圧倒的に不足することが懸念されることから、近隣消防からの応援などを含めた広域的な連携支援が必要と考えます。

また、傷病者の発生状況によっては、函館を基地とする道南ドクターヘリのみならず、札幌を所管する道央圏のドクターヘリの出動など、他の圏域からのドクターヘリの出動や消防防災ヘリによる救急搬送も必要であります。

このため、こうした広域的な救急搬送体制については、災害対応を担う総務部をはじめ、ドクターヘリを所管する保健福祉部など、関係各部がなお一層連携を深め、マニュアルを策定するなどして対応を検討すべきと考えますが、所見を伺います。

次に、大規模災害等の発生時における広域搬送についてであります。

災害が発生した地域では、医療機関の機能が失われることも予想され、また、大規模事故が発生し、多くの負傷者が出た場合には、負傷者の搬送先確保が難しいことも考えられます。そうした場合、負傷者を被災地以外の災害拠点病院などに速やかに搬送することが必要となり、その体制の確保や関係機関との連携が大変重要になってきます。

このため、道では、航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUを、災害等が発生した際には道内の10空港に設置できるよう協定を締結しているところと承知しております。広域な面積を有する北海道においては、こういった広域搬送の拠点が確実に運用されていかなければならないものと考えます。

道では、その実効性の確保に向け、どのように取組を進めているのか、伺います。

次に、教育問題についてであります。

令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果では、道内

の公立小中学校の不登校児童生徒数が過去最多となりました。

こうした状況において、国では、不登校への支援のため、令和5年度補正予算案に反映されたことから、不登校児童生徒に対する支援について伺ってまいります。

まず、校内教育支援センターについてであります。

不登校児童生徒の中には自分のクラスに入りづらい児童生徒がおり、校内に居場所を確保する必要があるものと考えます。また、個々の児童生徒に合わせた学びの場を用意することも大切であります。

そこで、不登校児童生徒への支援の一つとして、校内での教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームなどについて、さきの決算特別委員会において、私から、設置を促進するよう指摘したところでありますが、道内での設置に向けての取組が進むよう、今後、道教委としてどのように対応していくのか、伺います。

次に、早期発見、早期支援についてであります。

不登校児童生徒数が年々増加している現状から、児童生徒が不登校になってからの支援だけではなく、日常的にも、また、不登校の傾向が見られた段階からも取り組んでいくことが重要と考えます。

また、中には、不安や悩みを抱え、学校に戻りたくないという児童生徒がいる現状から、今後、道教委としてどのような学校づくりを進めていくのか、伺います。

次に、学校における働き方改革についてであります。

道教委では、平成30年以来、北海道アクション・プランに基づき、働き方改革に取り組んでいるものと承知しております。

一方、近年、全国的に教員の成り手不足が深刻化しており、教員志願者の減少傾向が続き、本道でも教員不足が大きな課題となっております。

このような中、国においては、教員確保のための環境整備に向け、総合的な方策について検討を進めており、本年8月には、教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策について提言を出すなど、スピード感のある取組が進められているものと承知をしております。

道教委は、こうした国の動向なども踏まえ、学校における働き方改革の重要性をどのように認識しているのか、所見を伺います。

次に、今後の取組についてであります。

さきの常任委員会において、第3期となる、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の素案が示されたところであります。

第2期のアクション・プランでは、ICTを活用した業務の推進や部活動休養日の完全実施などを重点的な取組として働き方改革を進めておりますが、道教委が実施した、令和4年度における時間外在校等時間の状況調査の結果を見ると、目標としている1か月45時間以内、年間360時間以内には及んでおりません。

道教委として、このような状況をどのように受け止めているのか、また、目標の達成に向け、

今後どのように働き方改革を進めていくのか、伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）中野渡議員の質問にお答えいたします。

最初に、経済対策に関し、まず、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、担当職員が新税の検討を進めている市町村に赴き、それぞれの検討状況に応じて、税の使途や徴収方法などについて調整を進めるとともに、事業者の皆様に対しても検討状況を説明し、御意見を伺っているところであります。

市町村からは、広域自治体と基礎自治体の役割分担を考慮した制度設計といった観点から、また、事業者の皆様からは、納税者の負担感や徴収事務の軽減といった観点から、様々な御意見をいただいております。

道としては、こうした御意見をしっかりと受け止め、各市町村の検討状況に応じ、より丁寧に調整を図ることはもとより、事業者や納税者の皆様に御理解を得られるよう努めていくとともに、懇談会や道議会における御議論を踏まえながら、北海道全体として望ましい税の在り方となるよう、検討を進めてまいります。

次に、物価高騰対策についてであります。エネルギーや食料品などの価格高騰が長期化する中、本格的な冬を迎え、大変厳しい状況にある道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営を支え、社会経済活動の回復を後押しするためには、影響の緩和に向け、地域や事業者の方々の声に真摯に耳を傾け、さらなる対策を講ずる必要があると認識しております。

このため、先月開催した経済対策推進本部で、私から、国の重点支援地方交付金も活用した対策の検討を加速するよう指示したところであり、道としては、道議会の皆様からいただいた御要望や、振興局や道の各種調査などを通じ把握した、地域や事業者の方々の実情やニーズなどを踏まえ、道民の皆様のご暮らしを守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう、必要な追加対策を早急に取りまとめ、所要の補正予算案を本定例会に提案してまいります。

次に、多文化共生の取組についてであります。人口減少が進行する中、地域の持続的な発展を図るためには、外国人の方々を地域の大切な一員として受け入れ、共に暮らしていくことが重要であります。

道では、これまで、多言語に対応した外国人相談センターの開設など、外国人の方々の受入れ環境整備や、JICA北海道との連携による外国人と地域住民との交流イベントの実施、企業との交流座談会の開催など、相互理解の促進に取り組んできたところであります。

今年度からは、道内各地でのモデル事業を通じた地域主体の日本語教室の開催を支援するほか、外国人の方々の受入れや定着に向けた市町村や企業向け研修会の開催を通じたノウハウの提供なども行い、外国人の方々が地域に愛着を持ち、安心して働き、暮らせる多文化共生社会の実現に取り組んでまいります。

次に、文化振興に関し、ウポポイなどへの誘客促進についてであります。アイヌ文化の振興

を図るためには、国内外を問わず、多くの方々に、ウポポイをはじめ、道内各地のアイヌ関連施設へ足を運んでいただき、文化への理解を深め、魅力を感じていただくことが重要でありますことから、道では、これまで、そのPRや誘客促進に取り組んできたところであります。

こうした中、国は、本年10月、観光産業に関する学識者等で構成する検討会を設置し、ウポポイ年間来場者数の100万人達成に向けた誘客促進の戦略作成に着手したところであります。

道としては、駅や空港、赤れんが庁舎など、多くの皆様が訪れる拠点において、来訪意欲を促す多彩な情報の提供など、効果的な事業展開が図られるよう、引き続き、国や関係団体とも緊密に連携しながら、ウポポイや道内アイヌ関連施設はもとより、縄文世界遺産など、本道の独自性や多様性に富んだ自然、歴史、文化の価値や魅力の発信を行ってまいります。

次に、HPVワクチンの接種等についてであります。道では、接種対象となる御本人はもとより、その保護者の皆様に、ワクチンの有効性や副反応に関する十分な理解の下、接種を検討していただくことが何より重要と考えています。

これまで、道のホームページやSNSなど多様な媒体を活用し、最新の知見や正しい知識等の発信に努めるとともに、北海道大学や道医師会、産婦人科医会などと連携協働して、市町村職員や学校関係者、大学生等を対象としたウェブ講演会の開催に加え、独自に啓発用ポスターを作成し、道内の医療機関や薬局のほか、道教委とも連携して、小中学校、高校や専門学校、大学等にも配布するなどして、その普及や啓発を図ってきたところであります。

引き続き、接種主体である市町村との連携の下、道民の皆様が理解を深め、接種を検討できるよう、接種可能な医療機関の情報など、きめ細かで丁寧な情報発信に努めてまいります。

なお、男性へのワクチン接種は、国の薬事・食品衛生審議会において、男性が発症するがんの予防に効果があるとの評価が認められ、令和2年12月から接種可能となったものの、定期接種への位置づけ等については、引き続き、ワクチンの有効性や費用対効果などの観点から検討が進められているところであり、道としては、こうした国の検討状況など、その動向を注視してまいります。

次に、種子の安定供給についてであります。本道が我が国の食料供給地域として持続的に発展していくためには、道民の貴重な財産であり、作物生産の基本となる優良な種子を安定的に生産、供給していくことが重要であります。

このため、道では、米や小麦などの種子を計画的に生産するとともに、令和2年には種子生産の在り方検討部会を立ち上げ、災害リスクに備え、民間施設の活用を含めた備蓄体制などの検討を進め、今年度中に一定の方向を取りまとめる予定であります。

道としては、その方向に沿って種子の保管体制の分散化や最適な備蓄環境の整備などに順次取り組むとともに、道総研における高品質、高収量で病害に強い品種の開発や、農業改良普及センターによる普及に努めるなど、農業者の方々が必要とする健全で優良な種子の生産と安定的な供給を図ってまいります。

最後に、災害対策に関し、大規模事故等における救急搬送体制についてであります。多数の

負傷者を伴う大規模事故等が発生した場合には、救急車両など複数の搬送手段が必要となる事態も想定をされますことから、道内の各消防本部では、協定を締結するなどして、相互の応援体制の確保を図っているところであります。

また、生命の危機が切迫している場合や、搬送に長時間を要することが予想される際に、時間短縮により救命率の向上が図られる場合などにおいては、ドクターヘリを要請し、ケースによっては通常の運航圏を超えた要請を行うこととしているほか、消防防災ヘリなどにも要請を行う体制の確保が図られているところであります。

道としては、引き続き、各種訓練や会議などを通じて、庁内関係部局はもとより、消防関係機関や医療機関と緊密に連携しながら、広域的な救急搬送体制の確保と連携の強化に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 経済部長中島俊明君。

○経済部長中島俊明君（登壇）デジタル関連産業の集積についてであります。人口減少や高齢化など、多くの課題に直面する本道が、産業の活性化や道民の暮らしの質の向上を図るためには、産業や暮らしのあらゆる分野においてデジタル化を加速させていくことが重要と認識しております。

こうした中、道では、本年7月に、国のデジタルインフラの地方分散を進める動きに呼応し、デジタル関連産業の集積に向けた推進方向を取りまとめ、デジタル関連産業の集積に向け、各般の施策に取り組むこととしたところでございます。

道といたしましては、この推進方向の下、市町村や関係機関等と連携し、道外でのセミナー、ニーズに応じた企業訪問などを行うとともに、事業者に対してデジタルインフラを活用した事業の提案を行うことにより、農業や観光といった幅広い産業のデジタル化や、ドローン、自動運転などの道内各地域での導入を推進し、デジタル関連産業の全道での展開に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 農政部長水戸部裕君。

○農政部長水戸部裕君（登壇）環境保全型農業の推進についてであります。世界的にSDGsの達成や脱炭素化の取組が求められる中、本道が将来にわたって国民の皆様に食料を安定的に供給していくためには、生産力の向上とともに、環境への負荷を低減した農業を推進していくことが重要であると考えてございます。

このため、道では、みどりの食料システム法に基づき、昨年策定した北海道基本計画等を踏まえ、化学肥料や農薬の低減を図るクリーン農業や、有機農業の推進はもとより、堆肥や稲わらなどの国内資源の利用拡大、温室効果ガスの削減、吸収を促進するJ-クレジット制度の普及に取り組むなど、農業団体や試験研究機関、民間企業などと一体となって、自然循環機能を生かした



持続可能な環境保全型農業の確立に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君。

○総合政策部次世代社会戦略監水口伸生君（登壇）道総研の試験調査船についてでございますが、近年、海水温や潮流など海洋環境に大きな変化が見られ、水産資源に対しても様々な影響が生じている中、本道水産業の振興を図っていくためには、より正確な海洋環境の把握と資源解析に基づき、水産資源を持続的に最大限利用していく必要があり、試験調査船の役割はこれまで以上に重要と認識をしております。

試験調査船「金星丸」につきましては、既に耐用年数を2年経過しており、老朽化が進んでいることに加え、現状では男女別の設備が備えられていないこともあり、道といたしましては、今後、道総研とも連携し、御指摘の点も踏まえ、必要な整備が進められるよう取り組んでまいります。

○議長富原亮君 総務部危機管理監古岡昇君。

○総務部危機管理監古岡昇君（登壇）災害対策に関しまして、積雪寒冷期の防災対策についてでございますが、積雪寒冷期の災害は、他の季節と異なり、避難路の確保等に支障を来しますほか、厳冬期に大規模停電が発生した場合には、生命の危機に直結する事態も懸念をされるところでございます。

このため、道では、市町村に対しまして非常用発電機等の整備を支援いたしますとともに、関係機関と連携して燃料の供給体制の強化に取り組んでいるほか、防寒用品の備えの重要性に関する住民の皆様への啓発や、厳冬期における大規模停電を想定した避難所運営訓練、積雪による立ち往生車両からの救出・救助訓練等を実施してきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、防災教育などを通じ、雪や寒さに対する備えの意識を高めていただくよう、道民の皆様への防災意識の向上に努めますとともに、市町村や防災関係機関と緊密に連携をし、厳冬期における実践的な訓練を積み重ねるなど、地域防災力の充実強化に取り組んでまいります。

○議長富原亮君 保健福祉部長道場満君。

○保健福祉部長道場満君（登壇）災害対策に関し、航空搬送拠点臨時医療施設についてでございますが、広域な本道におきましては、大規模災害の発生時に、航空搬送拠点臨時医療施設、いわゆるSCUを拠点として、迅速かつ適切な医療を提供するためには、平時からの実動訓練などの積み重ねが重要でございます。

このため、道では、これまでも、災害拠点病院や自衛隊、空港管理会社などの関係機関と連携を図りながら、大規模災害を想定したSCU設置訓練を実施してきたところであり、今後も、冬期間の災害を想定した訓練なども実施しながら、DMAT連絡協議会におきまして課題への対策を議論するなどして、被災地外へのより迅速な搬送体制の確保が図られるよう取り組んでまいります。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）中野渡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、HPVワクチンの接種に関し、学校における取組についてであります。ワクチンにつきましては、児童生徒や保護者の方々がその有効性や安全性等を正しく理解し、判断することができるよう、接種に係る相談先の情報などを十分に周知することが重要であり、道教委では、これまで、子宮頸がんの予防のためのHPVワクチンに関して、保健福祉部や道医師会と連携をし、接種に関する啓発ポスターの配布や教職員向け研修会の開催など、周知を行ってきたところであります。

公費によるHPVワクチン接種については、小学校6年生から高校1年生相当の女子が対象であり、期間が限られていることも踏まえ、今後は、道教委のホームページにHPVワクチンの相談窓口に関する情報を掲載し、道立学校及び市町村教育委員会を通じて各家庭に周知するなど、児童生徒や保護者の皆様が正しい理解の下で接種について判断することができるよう、情報提供に努めてまいります。

次に、不登校児童生徒の支援に関し、まず、校内教育支援センターの設置についてであります。国においては、今般の補正予算で、自分のクラスに入りづらい児童生徒の学校内の居場所を確保し、不登校を未然に防止するとともに、不登校児童生徒の登校復帰を支援するため、校内教育支援センター、いわゆるスペシャルサポートルームの設置を促進することとしたところであります。

このため、道教委では、道内におけるスペシャルサポートルームの先行事例を市町村教育委員会や学校に紹介するとともに、学校には登校できるが、教室には入ることができない児童生徒への支援について示した不登校支援ガイドブックを配付することとしており、こうした取組を通じて、各学校におけるスペシャルサポートルームの設置を促進してまいります。

次に、不登校への早期支援などについてであります。不登校の背景や要因が多岐にわたる中、予兆を含め、初期段階で不登校傾向の児童生徒に気づき、適切に支援をしていくためには、学級担任や養護教諭等とともに、スクールカウンセラーなどの専門家と連携をしたチーム学校による支援が重要です。

道教委では、各学校において、教職員が児童生徒の心の小さなSOSを見逃すことがないよう、1人1台端末を活用し、心や体調の変化を早期に発見する心の健康観察や、スクールカウンセラー等が参画をするケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策を検討する取組などを通じて、支援体制の充実を図ることとしております。

また、児童生徒が、どのような学校であれば登校できるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという希望を理解し、その思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた支援を行うなど、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる魅力ある学校づくりを進めてまいります。

次に、学校における働き方改革についてであります。勤務の長時間化や業務の複雑化、困難化など、教員を取り巻く環境が厳しさを増す中、本道においても教員志願者の減少が続いており、優秀な教員を将来にわたって安定的に確保していく上でも、これまでの働き方を見直し、教員が、健康でやりがいを持って、子どもたちに対してよりよい教育を行うことができる勤務環境の改善が急務となっております。

現在、国においては、教員確保のための環境整備の方策について、総合的な検討を進めており、こうした国の動きを的確に捉えるとともに、これまでの取組の成果や課題を検証した上で、これまで以上に実効性のある働き方改革を進めていく必要があると考えております。

最後に、働き方改革に関する今後の取組についてであります。道教委が実施をいたしました勤務実態調査などでは、時間外在校等時間については、一定の改善は見られるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況が明らかになっており、働き方改革の実効性を高めていくためには、さらなる業務の見直し、簡素化の徹底と併せて、関係者が一体となって課題に対応していく必要があると考えております。

そのため、新たなアクション・プランの素案では、保護者の皆様や地域の方々などとの連携協働の推進や、ICTの活用による校務の効率化の推進などを重点的な取組として、教員一人一人が変化を実感できる働き方改革を目指すこととしており、今後、現場の教職員などとの対話を重ねながら、学校の実情に即した業務の見直しの徹底を図るなど、学校が働きやすさと働きがいを両立する、教員志願者の皆様にとって魅力のある職場となるよう、働き方改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 中野渡志穂君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

12月5日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時21分散会